

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 厚生労働省 ）

制 度 名	「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設			
税 目	所得税、国税徴収法（制度の具体的な内容が固まり次第、関連する税目について要望する可能性あり）			
要 望 の 内 容	<p>民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額 10 万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009 年 9 月 9 日）（以下「連立政権合意」という。）においても同旨。）ことを踏まえ、平成 23 年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="1015 958 1489 1048"> <tr> <td data-bbox="1015 958 1219 1048">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 958 1489 1048">－ 百万円 （－）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （－）
減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （－）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額 10 万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（連立政権合意においても同旨。）ことを踏まえ、平成 23 年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて非課税措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「求職者支援制度」の給付額は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定することから、さらにこれに対して課税した場合、給付の効果が著しく減殺されることとなるため、非課税措置が不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>「求職者支援制度」の手当については、受給者の最低生活を保障するものであり、公課等を課し給付を減額することは、国の国民に対する最低生活保障の原則に照らし矛盾することとなる。したがって「求職者支援制度」の手当についても非課税とすることが妥当である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	基本目標Ⅳ 「経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策目標 4 「求職活動中の生活の保障等を行うこと」 基本目標Ⅴ 「労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること」 施策目標 1 「多様な職業能力開発の機会を確保すること」 ※ 実績評価書（平成21年8月）より
	政策の達成目標	—
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの  
要望経緯

※新規要望